

留 住 る 保 号
平成26年 1月20日

地区連絡員 様

留寿都村長 場 谷 常 八
【公印省略】

平成26年度るすつ保育所入所児童の募集について

保育事業の推進につきまして、日頃から特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成26年度における、るすつ保育所入所児童を下記のとおり募集いたしますので、
貴地区内に周知くださいますようお願い申し上げます。
なお、入所対象年齢児童の保護者には、別途通知しますことを申し添えます。

記

- 1 募集人数 ・ 80名
- 2 入所の基準 ・ 「保育所における保育を行うことに関する条例」に基づく入所基準に該当する児童を原則とします。
(裏面の保育所における保育基準を参照願います。)
- 3 保育料 ・ 世帯全員の住民税、所得税等により保育料を算定します。
- 4 申込受付期間 ・ 平成26年1月27日から平成26年2月14日まで
- 5 申込方法等 ・ 入所申込関係書類は、るすつ保育所及び役場住民福祉課窓口にあります。
・ 入所申込関係書類に記載の上、るすつ保育所又は役場住民福祉課まで提出してください。
・ 現在入所中の児童であっても、平成26年4月以降引き続き入所する場合は、申込みが必要となります。
- 6 その他 ・ ご不明な点は、るすつ保育所(担当:鈴木) (☎46-3253)に問い合わせください。

保育所入所基準

保育所における保育を行うことに関する条例（昭和 62 年留寿都村条例第 4 号）で規定する保育所入所基準は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとします。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をするを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) その他村長が認める前各号に類する状態にあること。

入所申込書に添付する書類

- 1 就労証明書
- 2 承諾通知書
- 3 預金口座振替依頼書
(保育料の預金口座振替を希望する方のみ「北海信用金庫留寿都支店」、「ようてい農業協同組合真狩支所」のどちらかを選んでください)
- 4 ひとり親家庭にあつては、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
- 5 生活保護世帯にあつては、それを証明するもの。